

平成20年8月14日

日野市長

馬場弘融様

倉沢里山を愛する会会長 峰岸純夫  
日野市百草 971-250  
TEL (042)591-0605

倉沢里山を愛する会事務局長 田村裕介  
日野市百草 698-6  
TEL (042)592-5859

他、倉沢里山を愛する会 会員一同

## 百草・倉沢地区における緑地保全に関する要望書

貴職には日野市の自然環境保護施策について、日頃から前向きに取り組んでいただき、また私たちの活動についても一方ならぬご支援を頂き、心から感謝申し上げます。

私たちは、百草の倉沢地区で、地権者の相続に伴って、行政・市民の協同により、さまざまな手法を駆使して公有化に成功した緑地を、市民の手で維持・管理活動をしている緑地管理ボランティア組織で、現在約200名の会員を擁しています。平成16年3月には日野市との間で「里山保全に関するパートナーシップ協定」を結び、緑地保全に対する協力を通じて、行政との良好なパートナーシップの実現に向けて努力を積み重ねています。

近年、当地区の農家で発生した2件の新たな相続に際しても、前述の手法、具体的には、(1)相続人から日野市への当該土地の相当部分の寄付、(2)一部日野市による直接の買上げ、(3)日野市が将来国から当該土地を買い受けることを前提とする相続税の物納、等を組み合わせ、多くの困難を乗り越えて、2箇所の重要な緑地の保全を実現された日野市当局の積極的な姿勢とその実績は、市民として非常に高く評価し、感謝しているところです。これに伴って私たち倉沢里山を愛する会の管理範囲も拡大し、その責任を強く感じています。

こうした経緯から、ここ倉沢里山は、環境保全行政の具体的モデルとしても、また市民の意識レベルの高さにおいても、日野市が内外に誇るべき場所になっていると認識しています。

さて、今般、本年1月に当倉沢地区の別の農家においても新たな相続が発生しました。この相続に関して相続人(3名)は、現在主に山林となっている推定約10,000㎡(現在測量作業中)にも及ぶ土地(日野市百草803-1他、別紙マップを参照下さい)を、公的な緑地として保全して欲しいという意向を強く持っておられ、その実現に向けての協力を本会に対して要請されました。

この場所は、倉沢里山の西の入口近くにあり、倉沢では殆どここだけという湧水も見られ、貴重な動植物が棲息しています。この場所が保全されれば、すでに公有化された緑地に加え、倉沢地区の主な緑地の大半が公的に保全されることとなります。一方、もしそれが実現でき

ない場合には、この場所は開発業者によって大規模な宅地化が行われ、緑の大きな空間が失われ、倉沢地区の緑環境や昔ながらの里山的景観は大きく損なわれることは避けられません。

この土地は、今まで地主が自ら直接管理をしてきたため、日野市との間で緑地信託契約が締結されていなかったことや、現状一時的にその一部が裸地のような状況になっていることが公有化の一つの障碍になっているように仄聞しておりますが、この「面」さえ残すことができれば、時を経ずして豊かな雑木林として復元は可能です。相続人の保全の意向がはっきりと示されている以上、過去数年にわたって百草・倉沢の環境保全に心を砕き、実際に緑地を管理し、守っている私たち市民といたしましては、何とかこの場所の公有化実現に向けて日野市の英断を強く期待するものです。

倉沢里山に連続する多摩市和田のななやま緑地も倉沢と同様の手法で保全された緑地ですが、前述の2箇所に時期を同じくして隣接地のかなりの面積が新たに市有化され、倉沢と一体となった重要な「緑空間」が行政域を超えて広がっています。

全地球レベルで環境問題が最重要課題となっている今日、私たち市民も行政もできることを身近なところから着実に、最大限実行することが何としても必要です。

上記を踏まえ、私たち倉沢里山を愛する会として、以下について強く要望いたします。

相続税の申告期限が迫っており、非常に慌しい状況下ではありますが、何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

## **= 要 望 事 項 =**

**平成20年11月に申告期限を迎える百草倉沢地区における相続に関し、当地区の緑環境・生活環境保全上、また防災上等からの重要性に鑑み、相続人の意向を最大限付度し、日野市百草803-1他の土地について、日野市は行政として最善の努力をして、(1)相続人から日野市への寄付、(2)市による一部直接買上げ、(3)市による国からの買い受けの確約を前提とする相続税の物納、等の手法を組み合わせ、すでに保全が実現している倉沢里山の公有緑地の新たな一部として追加保全すること。**

以 上

### 《補足事項》

上記要望事項について、(2)は、測量費等の諸経費に充当する現金が一定程度必要であると考えられること、(3)は、緑地としての買い受けの確約がない状態で物納した場合、現在ある樹木が伐採されたり、除草剤の散布、管理のために市民が立ち入りことまで規制されることにより良好な緑地が損なわれる恐れもあり、更に最終的には開発業者の手に渡って住宅開発される可能性が大きく、是非とも市が緑地として国から買い受ける旨の確約を、国税当局に対してしていただきたいと考えるものです。そうした一連の手法の一環として(1)の市への寄付についても相続人の意向は明確に表明されています。

以上のような状況をご賢察下さいまして、重ねてよろしくようお願い申し上げます。

# 倉沢里山・ゾーニングマップ

今回の保全要望緑地

C  
 リンドウ、ヤブミヨウガ、キツネノ  
 カミソリ、ワニグサソウ、オオハナ  
 ノワラビ、オオバノトンボソウ、ア  
 カシヨウマ、コシオガマ、アカネス  
 ミレ、アブラチャン、セキショウ  
 湧水、サワガニ

B  
 オケラ、ヤブレガサ、リュウノウギ  
 ク、キンラン、キンラン、オオバギ  
 ボウシ、タマノカンアオイ、カシワ  
 バイワ、コウヤボウキ、オカトツ  
 ケミソウ、ヤマツツジ、アカマツ  
 ノハルゼミ

A  
 オオハナノワラビ、エビネ、ヤブツ  
 バキ、ヤマモミジ、タマノカンアオ  
 イ、ヤブレガサ、キンラン、ササバ  
 ギンラン、キツネノカミソリ  
 アオバズク、フクロウ、タヌキ

D  
 ヤブムグラ、イワガラミ、  
 ヤマアジサイ、エビズル

4  
 ヤマユリ、チダケサシ、  
 シンショウヅル、ワニグ  
 サソウ、ムクノキ、サワ  
 フタギ

G  
 宅地開発済

G  
 セキショウ、キツネノカミソリ、  
 チダケサシ、シロバナカザグル  
 マ、セリ  
 ノボタル、トンボ類

F  
 シロバナカザグルマ、アマドコロ、  
 ナルコユリ、フデリンドウ、タマ  
 ゴタケ、ヤマグリ  
 ノコギリ、アオガラ、クワガタ、カ  
 フムシ

E  
 ハリエンジュ、ケヤキ、  
 イチヨウウ、エビネ、ヤブ  
 ミヨウガ  
 湧水

- 樹林地
- 生産緑地  
(果樹・野菜)
- 生産緑地(田)
- 他の耕作地
- 宅地その他
- 湧水
- 市境

